

広島県訓令第六号

本
方
機
関
序

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯崎英彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令
附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号を次のように改める。

九 農林水産局水産課長

第六条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十五条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 健康福祉局食品生活衛生課食品衛生担当監

第二十条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 健康福祉局食品生活衛生課食品衛生担当監

三 健康福祉局食品生活衛生課の生活衛生に係るリーダー業務に従事する者
第三十三条第八号を次のように改める。

八 土木局建設推進部長

附
則

この訓令は、公布の日から施行する。